

東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事(市道国京宮間2号線) <sup>くにきょうみやま</sup> 事業概要説明書

●事業主体(起業者)の名称

蒲郡市

●事業の種類

東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事  
(市道国京宮間2号線)

●事業を施行する土地(起業地)

収用(取得)部分 蒲郡市<sup>かみのごう よこまくら みやま</sup>神ノ郷町横枕及び宮間地内(2,026.66㎡)

使用(借地)部分 蒲郡市<sup>かみのごう よこまくら みやま</sup>神ノ郷町横枕及び宮間地内(254.50㎡)

●事業の概要

- ◇ 東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線は、延長5,360m(本件計画区  
間4,635m)、道路幅員12mの都市計画道路であり、市道国京宮間2号線(以  
下「本路線」という。)はその一区間である。

本路線は一般国道23号名豊道路蒲郡バイパスの蒲郡西インターチェンジへ  
のアクセス道路の一区間になっている。なお、本路線の延長は356mであるが、  
用地取得が完了している188m区間を除いた168mが申請の区間となる。

●事業認定申請に至った経緯

昭和25年6月 都市計画決定 (延長6,090m、道路幅員12m)

令和4年3月 都市計画変更 (延長5,360m、道路幅員12m)

令和6年10月 土地収用法第15条の14の規定による事業説明会実施

令和6年10月 事業認定申請

●事業に必要な予算措置

令和6年度蒲郡市一般会計予算で確保済

●事業を必要とする理由

- ◇ 本路線は未完成であるため、中心市街地に流入する交通を分散するという環状線として  
の機能が発揮されず、現道である市道国京宮間1号線に一部の交通が流入している。その  
ため、本路線の地域住民や通学者などが通行する狭小な道路で、農業・工業の物流による  
通過交通と、通勤・通学や日常生活などの地域交通が輻輳し、日常的に危険な状態である。

- ◇ 現道は幅員4.0m未満の狭小区間が全体延長の61%存在し、道路規格と交通量が釣り  
合っていない状況である。また、現道と交差する市道宮成町清田前田1号線では、交通が  
集中する時間帯の混雑度は1.99となっており、また近隣の神ノ郷町上野交差点では、全  
長280mのところ約130mの渋滞が発生している。

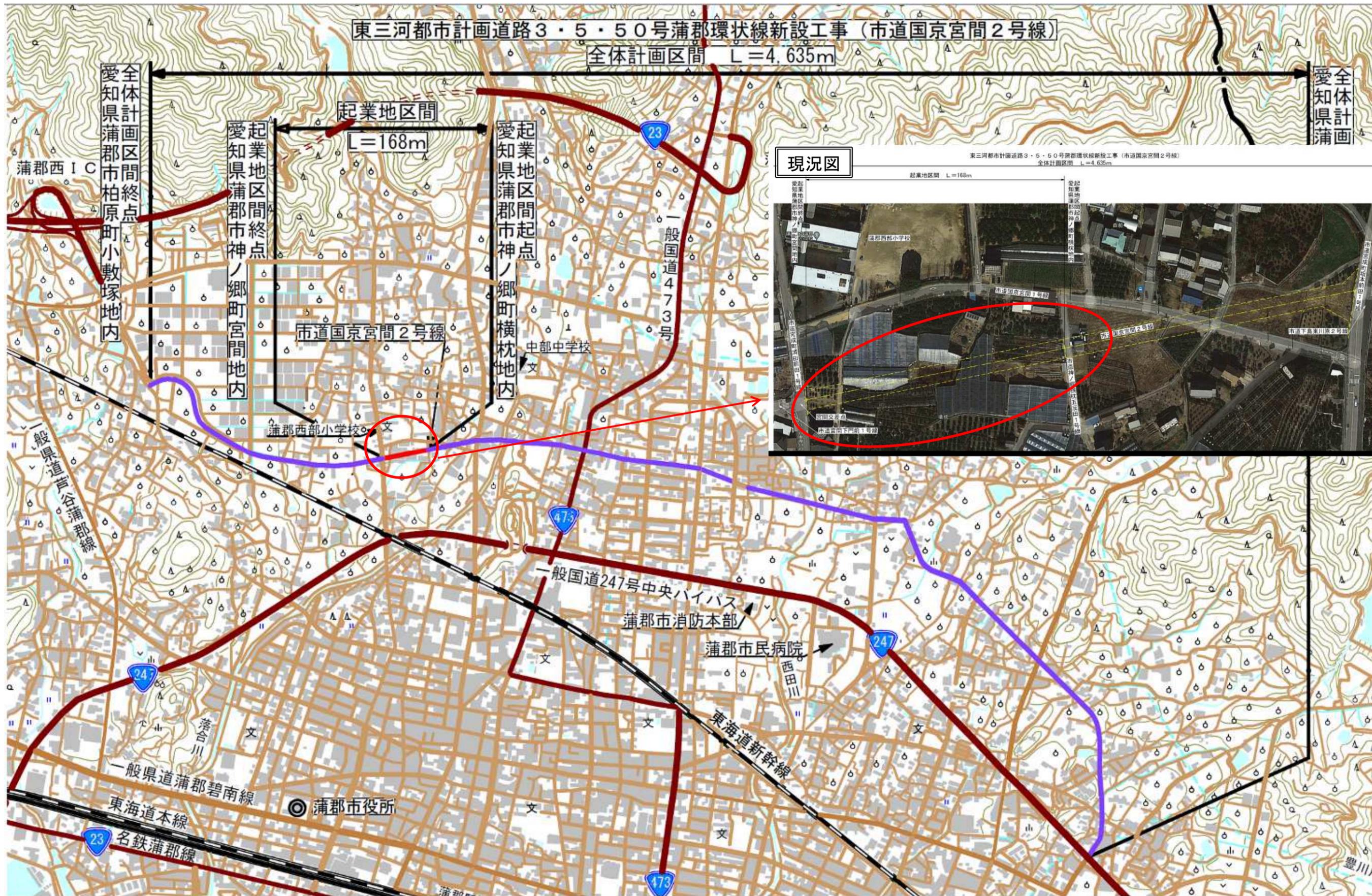


- ◇ 本件事業の完成により、蒲郡環状線は全線が供用されることで、地域交通や通過交通が  
適切に分散されるとともに、本路線が現道の通過交通等を分担することから、現道におけ  
る交通混雑の緩和や、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与する。

- ◇ 一般国道23号名豊道路蒲郡バイパスと中心市街地を結ぶアクセス道路が確保され円  
滑な自動車交通が確保される。

- ◇ 南海トラフ地震等の災害時における緊急輸送道路として通行可能な道路となり、緊急医  
療活動等の支援にも寄与する。

全体計画図



現況図

